



江藤新平の歩んだ道

• 現在の佐賀市八戸で生まれる • 藩校・弘道館の内生寮に入校・ 19 • 枝吉神陽主宰の義祭同盟に参加 23 • 『図海策』を執筆 29 th 2 (1862) • 親友・中野方蔵が江戸で獄死・ 佐賀を脱藩、上洛 • 佐賀へ帰藩 永蟄居処分 35 治元(1868 新政府首脳らに面会 佐賀藩への嫌疑を晴らす 37 • 東京奠都建白 民法会議 国法会議を開催 •「東京弊害七箇条」 「政府急務十五条」を立案 • 国政の基本方針(三権分立)策定 •「政治制度上申案箇条」立案 **38** ^{月治4(1871)} • 司法省を設置(司法権の独立) 39 • 文部大輔 就任 司法卿に就く-• 左院副議長 就任 「司法職務定制」制定 • 裁判所の設置 ・ 判事・検事・代言人(弁護士)の制度導入 40 • 司法卿辞表提出 • マリア・ルス号事件など追及 • 「民法仮法則」を取り纏める ・参議に就任 • 参議を辞任(明治六年政変) 佐賀に帰郷 -• 佐賀県権令岩村高俊着任 • 佐賀戦争勃発 高知県甲浦で捕縛 • 佐賀にて刑死 • 内乱罪の消滅 • 息子による顕彰 • 正四位追贈 • 的野半介による顕彰

佐賀藩の先進的な教育が 佐貨潘の元延門なかい 横才・江藤新平を生み出した

江藤新平の人物像 幼少~脱藩・永蟄居期

1-1 江藤新平の源流

のちに多くの功績を遺すことになる

江藤の源流は、この佐賀の地にあった

不遇だった幼少期

天保5(1834)年2月9日、江藤新平は佐賀郡八戸村(現 佐賀市八 戸)で誕生しました。父・助右衛門は、手明鑓(佐賀藩下級武士)であり、 当時の江藤家は日々の生活に困るほど貧しい家庭でした。さらに、江 藤が12歳の時には父が藩職を解雇されたため、佐賀城下から遠く離 れた小城郡晴気村(現小城市晴気)へ一家で転居しました。江藤の幼 少期は非常に貧しく苦難に満ちた環境にあったのです。

しかし、江藤はそのような中でも、母親から四書五経の手ほどきを 受けるなど勉学に励み、読書に耽る日々を送りました。14歳の時には、 「貧しい暮らしであっても猛勉強し、自分の手で必ず家名挽回を成し遂 げる」という決意の漢詩を示し、母を喜ばせたといいます。

弘道館での学び

父の藩職復帰に伴い、再び佐賀城下へ戻った江藤は、嘉永2(1849)年、 藩校・弘道館に入校し、内生寮での寄宿生活を始めました。本来、藩士の 子弟は6~7歳で外生として弘道館へ入校しますが、江藤は家庭事情もあ り16歳でようやく入校することができました。当時の江藤は、「髪が乱れ、 破れたままの衣服を着ており、まるで山奥の田舎者のようだ」といわれ、 とても貧しかったことが想像できます。そのような中でも江藤は「人智は 空腹の中より生ずるものなり」と語り、むしろそれを励みにしていました。

江藤は弘道館で、「佐賀の学風」を一変させつつあった枝吉神陽や、 副島種臣・大木喬任・中野方蔵らと出会い、まさに寝食を忘れるほど 猛烈に勉強したと言われています。

枝吉神陽の薫陶

嘉永2(1849)年、枝吉神陽が弘道館 指南役に任ぜられます。副島種臣の実 兄でもある枝吉は、幕府直轄の昌平坂 武らとともに学びました。 学問所から帰郷した秀才で、当時主流 の朱子学ではなく、古代日本を研究する 国学を重視していました。知識を基にし 治新政府で台頭するきっかけとなりま て実用・実践を追求する教えに、江藤は した。古代の日本の制度を参考にしな 強い影響を受けたと考えられています。がら、新しい国家の枠組みを模索する

正成・正行父子を祀る「義祭同盟」を主 宰します。嘉永5(1852)年からは江藤

も参加し、尊王精神や国家観について 副島・大木・大隈重信・島義勇・久米邦

江藤が、枝吉の教えを通じて身につ けた知的素養と思考方法は、のちに明 また、枝吉は、嘉永3(1850)年に楠木 枝吉の姿勢は、江藤が明治政府で国家 制度・法律を構想・検討する素地を養 う大きな要因となったと考えられます。



神陽先生拝楠神図

蘭学寮での学び

佐賀藩では、開明的な藩主・鍋島直 正により「蘭学寮」が設置され、いち 早く西洋の科学技術の吸収に乗り出 していました。安政元(1854)年、江藤 は藩命により21歳の時に蘭学寮へ 入ります。当時、佐賀藩は多くの蔵書 を保有しており、江藤はここで多岐に わたる豊富な洋書に触れる機会を 得たと考えられます。のちに江藤が 活用する西洋の政治や法律関係の 知識は、佐賀藩士という環境のなか で身につけたと考えられます。

若き江藤は当時の世界情勢を的確に捉えていた

図海策

嘉永6(1853)年、開国を求めたアメリカの黒船 来航を契機に、日本は激動の幕末へと突入します。 江藤はこの時まだ学徒の身でしたが、さまざ まな情報を収集し対応策を思索し、安政3 (1856)年、長文の意見書『図海策』を起草しま した。「形成」・「招才」・「通商」・「拓北」の四章か らなるこの意見書では、西洋諸国と条約を締 結して貿易で国を富ませ、外国人教師を招聘 して政治・経済・技術・学問を発展させるとい う開国策が述べられました。また、海軍の充実 や北方(蝦夷地)の経営という視点も盛り込ま れており、これらは藩主・直正の考えと方向性 を同じくするものでもありました。

当時はまだ外国人を追い払うべきという攘 夷論が主流の世の中にあって、世界情勢を踏 まえた構想を導き出した江藤の先見性がうか



図海第(佐賀県立図書館蔵)

佐賀の偉人を育てた母親たち

佐賀の偉人たちの人格形成には、母の影響 が大きいと言われています。江藤新平の母浅子 は、寺子屋を開き江藤に四書五経を教えるなど 教養ある人物でした。江藤の親友で若い頃に父 を失った大木喬任も母シカ子に育てられ、大木 の落ち着いて思慮深い性格は母譲りでした。ま た、大木にとって母方の従兄弟にあたる大隈重 信も、母三井子に大いに「感化」されたと懐想し

義祭同盟を主宰した枝吉神陽とその弟副島種 臣の母喜勢は、「利」を求めず「義」を尊ぶ賢婦人 であったようです。やはり、その性格は子の枝吉・ 副島に受け継がれ、さらには広く佐賀藩士に影 響を与えました。江藤らが"偉人"と称されるまで になった背景には、母たちの存在がありました。

1-2 江藤新平の決意

親友の死が

江藤を突き動かした

中野方蔵の死

江藤が義祭同盟の中で最も親 交があったのは、大木喬任と中 野方蔵でした。大隈重信が後年る「坂下門外の変」が起こります。 の回顧談で「余の先輩中に於い その事件との関係を疑われた中 て実に第一流の人士」と評するほ ど、藩士の中でも一目置かれて いた中野は、万延元(1860)年に 江戸遊学を許されて昌平坂学問 所に入ります。中野は、江藤と大 われています。盟友・中野の死 木に向けて、江戸で得た時局の は、江藤が起こす脱藩や政治的 情報を逐一伝え、早期の江戸上行動のきっかけとなったのです。 府を呼びかけていました。

しかし、文久2(1862)年1月、 幕府老中・安藤信正が襲撃され 野は捕縛され、同年5月、江戸の

報せを受けた江藤は、自らが その志を継ぐ決意を語ったとい



江藤新平は 鍋島直正に見いだされた

永蟄居「異日有用の器なり」「斬に処せしむべからず」

脳は死罪を求めますが、江藤が 提出した『京都見聞』『藩府の下 問に答ふるの書』を読んだ直正 は江藤の才能を見いだし、「異 日有用の器たり(いつの目か役 に立つ人物だ)「斬に処せしむ べからず(死罪にしてはならな い)」と厳命したため、永蟄居処 分(無期限謹慎)にとどまりま した。江藤の才能を惜しんだ直 正の判断がその命を救ったの

永蟄居の期間については、 これまで、慶応3(1867)年末

脱藩した江藤に対し、藩の首 までの約5年間であったと考 えられていましたが、実際に は直正の計らいによって元治 元(1864)年7月19日に放免さ れていたことがわかりました。



鍋島直正像 高木背水筆 (公益財団法人鍋鳥報效会蔵

脱藩中に築いた人脈が のちに佐賀藩を救う

木戸孝允、姉小路公知らとの人脈

文久2(1862)年6月27日、江藤は尊王攘夷運動へ の参画ではなく、「方今の形勢」の見聞を目的として、 佐賀藩を脱藩しました。当時、許可なく藩を抜け出すこ とは、死罪にあたる重い罪とされていました。

京都へ向かった江藤は木戸孝允や姉小路公知らと 出会って人脈を築いたことで、広範な情報収集が可能 になりました。ここで得た時局の情報は、かつての中野 と同じように郷里の大木らへ伝えていました。約3ヶ月 間、京都を中心に行動するなかで見た志士の多くが 「尊王攘夷」を口にするものの、適切な方策・手順を考 えず、薩摩や長州も「私心」で行動していることに、憤 然たる思いを抱きました。

その後、鍋島直正上洛の報に接すると、これまで得 た情報を『京都見聞』としてまとめ、藩に報告しました。



佐賀に残した家族への思い

脱藩中の江藤は郷里に残した家族を気づか い、その面倒を大木に頼む一面も見られました。 江藤は、書簡で滞在先の情報を大木や坂井辰 之允に伝えるとともに、自身が佐賀を離れたこ とで「老親が心ぼそく寂しがってはいないか」と

天下のために、という強い信念を持ちながら も涙を流す江藤は、「彼是御取計被下度、伏て 仰付奉願候」と両親の面倒を深く頼んでいます。



三条実美・土方久元との出会い

元治元(1864)年7月19日、永蟄居処分が解か れた江藤は慶応3(1867)年12月7日、当時太宰 府に滞在していた三条実美や土方久元と面会

三条の随員であった土方(土佐藩)は、江藤が佐 賀藩以外の人物で最も心を許していた人と言われ ています。三条・土方との出会いは、のちの江藤や 佐賀藩の行方を大きく左右することになるのです。 (国立国会図書館蔵) (国立国会図書館蔵)





2-1 江藤新平の才能開花

江藤の人脈が佐賀藩を救う

京都随行

30日、藩内で「郡自付役」に任ぜ られ、朝廷から京都警護のため 上洛を命じられた藩主・鍋島直 大の随行に選ばれました。新政 府の中心人物となった三条実美 や木戸孝允らとの人脈に期待し たものと考えられます。

ところが慶応4(1868)年1月3 日、新政府軍と徳川慶喜を擁する 旧幕府側による鳥羽・伏見の戦い が勃発します。直大の上洛は急

江藤は慶応3(1867)年12月 遽中止となり、代わって佐賀藩参 政・中野数馬率いる先発隊の一員 として上洛することとなりました。



京都での奔走

いたときには、すでに鳥羽・伏見の戦 いは終結しており、新政府は慶応4 (1868)年1月7日、「征討大号令」を 告げ、翌8日までに諸藩に新政府・ 旧幕府いずれに属すか立場を明らか にするよう求めます。初動が遅れた れ、長崎警備と北陸先鋒を命じられ 佐賀藩は、旧幕府側に味方するので ます。さらに直大は新政府の議定(行 はとの疑いがかけられていました。

し、木戸孝允や土方久元を介して岩 倉具視や三条実美ら新政府首脳に が一挙に高まりました。 面会し、長崎警備を担っている佐賀

中野が率いる先発隊が京都に着 藩の実情や、すぐに藩主が上洛でき ない理由などを弁明してまわります。 ときを同じくして副島種臣も佐賀藩 の現状を報告するため上洛していた ことも功を奏しました。

その結果、佐賀藩への疑いは晴 政の監督官)に任ぜられます。江藤が 江藤は疑いを晴らすために奔走 脱藩中に築いた人脈が佐賀藩を救 うこととなり、藩内では江藤の評価

戊辰戦争期の江戸での躍進

関東偵察

慶応4(1868)年3月8日、江藤は関東監察使 の三条実美の随行者として、小笠原唯八(土佐 藩)とともに関東偵察を命じられます。

このとき江藤らに与えられた任務は①東征軍 全体の規律、②諸軍間の関係、③東海道の人心向 背、④官軍の情勢、⑤旧幕府軍の情勢、⑥会津藩 などの東北情勢の調査であり、明治新政府の方 針決定に欠かせない情報の収集でした。

「江戸城無血開城」に伴う同年4月11日の江戸城 接収に立ち会った江藤は、旧幕府の町奉行所に 赴いて「誰れも気が注かぬ(気がつかない)」税制 や刑法関連などの重要書類を接収しました。江 藤が集めた書類は諸国の絵図、石高帳、郷帳、租 税両帳、刑法に関するものなどであり、「治国の 要官は会計・刑法の両官」とする江藤の考えが表れ

西郷隆盛と勝海舟との会談によってなされた た行動でした。その見立てどおり、これらは新政府の 運営において大いに参照されたと言われています。



島義勇戊辰江戸行日記(一般財団法人庄野歴史資料館蔵

東京奠都

戊辰戦争後、明治政府は関東の情勢 不安という大きな問題を抱えていました。 江藤は「民心安堵」を早急に行うべき 木喬任と連名で「東京奠都の儀」を建白 します。これは、大木案をもとに江藤に よる関東偵察等を踏まえて加除修正 を加えたもので、江戸を東京と改め新 都とし、東京・京都の両京を鉄路で結 ぶことや徳川慶喜の処分、失職者の救 済などが盛り込まれていました。

江藤の提案は、大久保利通が「徳川 移封之義、尚又今日江東(江藤)の建言

に基き勘考仕り候」(閏4月7日付岩倉 具視宛大久保利通書簡)と岩倉具視に 伝えているように具体性のあるものと と考え、慶応4(1868)年閏4月1日、大 評価され、政府の意思決定に大きな影



上野戦争

慶応4(1868)年閏4月5日、江藤は木戸孝允の推薦により 徴士兼軍監に任ぜられ、上野戦争に参加します。江藤は、関 東監察使の三条実美に関東を安定させ民の心を落ち着かせ るためには、彰義隊を鎮定することが必要であると主張しま す。江藤は、上野寛永寺に立てこもる彰義隊に対して佐賀藩 所有の最新鋭のアームストロング砲を用いることを直大に建 言、早期鎮圧に貢献しました。



明治元年御東幸御行列之図(宮内庁宮内公文書館蔵)

国づくりに動き出す江藤、東京の民政、国家の財政への着手

江戸の民心安堵『東京弊害七箇条』

戸および関八州の民生安定の対 策に取り組んでいきます。江藤が 立案した『東京弊害七箇条』は、 高利貸しへの規制、「乞食非民」へいきます。 の職斡旋、棚賃(家賃)や米価対 策、防災対策などさまざまな観点

上野戦争終結後の、慶応4(1868) から都市貧民の根絶を目指したも 年5月19日、江戸鎮台が創設され のです。また、「人心」の安定のため ます(同7月17日、鎮将府に改編)。 にも一日も早い明治天皇の東京入 江藤は江戸鎮台判事として江戸 りを切望した結果、明治元(1868) の「民心安堵」が重要と考え、江 年10月13日には天皇の東京行幸 が実現しました。

> 政府の役職に就いた江藤は人 民のための方策を具体化させて

財政対策『政府急務十五条』

現、同月18日鎮将府が廃止され太 政官に併合されることとなり、江藤 は政府の財務を管轄する会計官判

江藤は国家財政制度の確立と規律 化を図るため、『政府急務十五条』 を起草しました。当時、政府の財政

慶応4(1868)年9月8日、「明治」 を担当していた歯利公正の改革案 への改元と天皇一代に一つの年号 に対して、①国家財政の姿勢を正 を用いる一世一元が布告され、10 すべきこと、②「親王以下士庶」に 月13日には天皇の東京行幸が実 いたる全国民に公平に課税すべき こと、③国家財政を公開すべきこ と等々の方針を立てました。

> 東京における江藤の手腕は岩倉 具視らに高く評価され、政府中枢 の政策立案にも関与できる立場に なっていったのです。

佐賀藩藩政改革

が高まっていました。鍋島直正は副島と江藤の手腕 を頼りにし佐賀へと連れ帰ります。先輩格の副島と 事または権大参事を置くように定められます。佐賀 ともに藩政改革を担当するのは「不相当」(ふさわしく 藩では、江藤が権大参事に任命されます。江藤は藩政 ない)と辞退を申し入れたが聞き入れられなかった のトップに座ったのでした。 と大木に伝えています。

老)・参政格(行政の最高責任者)に任ぜられ、藩政機 構の合理化や民政の改善といった改革を断行しまし

一方、佐賀藩では抜本的な藩政改革を求める声 た。同年6月17日には版籍奉還が行われ、各藩では 知事のもとに藩政実務の最高責任者としての大参

しかし、同年10月18日、江藤は、至急上京せよと政 明治2(1869)年3月13日、江藤は准国老(次席家 府に呼び戻され、急遽東京に戻ることとなりました。



2-2 江藤新平の飛躍

政府の中枢へ、日本の礎を築く

『政治制度上申案箇条』

再び政府に戻った江藤は明治2(1869) と言われています。 年11月7日、中弁に任ぜられ、これ以降、 政府の要職を歴任します。明治3(1870) 年2月30日、江藤は中弁のまま制度取 調専務を命じられ、国家機構全編の抜本 的な整備・合理化を図るよう岩倉具視か ら頼まれ、長文の答申書を起草しました。

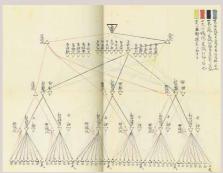
江藤は君主権の強化を国体の理想と しましたが、統治権の集中は弊害を生む ことから「三権分立」、さらに藩を廃止し て「郡県制」を採ることなど、30項目に亘 る具体的な「建国の制度」を構想し、国 政の基本方針を明快に打ち出しました。 この答申書に接して間もなく岩倉は「建 国策」と題する意見書を朝議(新政府の 評議)に提出しました。その意見書は江 藤の意見が大きく反映されたものだった 政治制度上申案箇条(佐賀県立図書館蔵)

江藤は、その後示した「政体案」の中 で、「司法台」とその管轄下の各級裁判 所の新設等を提案し、さらに、同年閏10 月26日には、答申内容を詳細に列挙し た35項目からなる『政治制度上申案箇 条』を三条実美に提案しました。



政府、議会の構想

江藤は、『政治制度上申案箇条』において、国家組織の改革 整備を当面の急務とみなしており、華族(旧公家諸侯)によっ て上議院を組織し、新規立法、外交、宣戦講和の審議を行わ せる構想を示しました。これは、国政にまず上議院を、その後 少し遅れて下議院を設けることを計画し、変則的ながら国政 に議会制度を導入しようとしたものと考えられます。



官制の絵図(京都府立京都学・歴彩館寄託

憲法・民法の制定に着手

江藤は『政治制度上申案箇条』冒 頭に「国法御会議の事」と示し、政府 内に国法会議を設け、国法(憲法)の制 定作業に着手しました。政府と政府の 関係を律する「公法=国際法」、政府と 国民との関係を律する「国法」、民と民 との関係を律する「民法」と、法を体系 化し、国法・民法の整備が「国家富強盛 衰の根元」であるとその重要性を強調 しました。

また、江藤は民法制定を「天下第一の 急務」と考えていました。民法は私人相 互間の権利義務関係を規律するもの で、封建的身分制度を排し、四民平等 の近代社会を実現する上で最も強力 な手段でした。

そこで国法会議開設に先駆け、民法 会議を発足させ、フランス民法を参 考に編纂へ着手しました。



会議筆録 民法口授 全

三権分立

『政治制度上申案箇条』で江藤は、 「制法(立法)、政令(行政)、司法」の 三権分立こそ「治国の要」としました。 なかでも三権相互間の関係について、 制法(立法)と政令(行政)は協力して 業務を行うべきとするのに対し、司法 権は法にのみ従うべきとして司法権 の「自立」をとくに強調しました。

つぎつぎに近代的な制度を導入する江藤新平

司法省の設置

来の刑部省と弾正台を統廃合し、新たに「司 法台」を設置することを提案しました。当時、 弾正台が刑部省の判決に干渉したり、政治的 形で司法省が新設され、翌明治5(1872)年に 思想的観点から訴追権を行使することが度々 は江藤が初代司法卿に就任しました。 ありました。江藤は「釐正改革として法律一に

江藤は『政治制度上申案箇条』の中で、従出づるの治」にすべきとして、司法権の独立・ 司法事務の統一を目指したのです。

明治4(1871)年7月9日、江藤の提案と同じ



明治初期の司法省(長崎大学附属図書館蔵)

左院の設置

明治4(1871)年7月29日、江藤の制度案を となり、副議長に就任しました。 もとに、太政官職制が制定されます。政府機 構は三院制(正院・左院・右院)となりました。 左院は立法審議機関と位置づけられ、民主的 な討論・多数決方式や過半数出席を開会の た。江藤の議院開設の念願は、左院の形で一 部ながら実現しました。江藤は左院一等議員

左院は、大蔵省などの諸省を監視するとと もに、立法機関として「人民の権利」の保護を 解放令などを審議しました。あわせて江藤は 要件とする厳密な議事規則が設けられまし上下両議院と左院との関係についても試案を 提言しています。

文部省の設置

明治4(1871)年7月14日、廃藩置県が断行さ れます。官制改革により弁官(旧来の役職)が廃 止となり、同18日には新たに文部省が設置され ます。文部大輔に就任した江藤は、省と大学の人 事を洋学者中心に刷新し、「全国の人民を教育し て其の道を得せしむるの責に任ず」と国家が国 民教育に責任を負うべきことを初めて明示しま した。

「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なから しめん事を期す」と宣言された国民皆教育の方 針は、後任の文部卿・大木喬任のもとで、翌明 治5(1872)年8月2日に『学制』として体系化さ れましたが、その種をまいたのは江藤でした。し かもこれだけの作業をたったの17日間でやって のけたのです。

3つの学び

江藤が明治新政府で活躍できた背景には、3 つの学びがあったと考えられます。第一に佐賀 藩時代、汀藤は弘道館に入り、「漢学」(朱子学) を学びました。基礎的な素養を身に付けた江 藤は、義祭同盟を主宰した枝吉神陽に師事し、 『古事記』や『令義解』といった「国学」を学び、 それらについて藩を超え国家という枠組の中 で実践する思考法を体得します。

また、安政元(1854)年、江藤は蘭学寮に進 み「洋学」を学びます。江藤が師事した枝吉 は、勤王を旨としていましたが、その一方で洋 学を否定してはいませんでした。江藤も民法 の導入を検討する際には西洋の事例を研究

江藤は「漢学」と「国学」、「洋学」を実践的 に活用することで立案策定に大いに貢献した のです。

3-1 初代司法卿江藤新平の功績

官の司直ではなく「民の司直」

『司法職務定制』制定

法卿に就任します。すぐに司法改革に着手し、 5月22日には仮の行動基準を示す『司法事務』 全5条を作成、司法省による全国裁判所統轄 や、司法省は裁判の内容には干渉しない方針

同時に『司法省誓約』5箇条を定め、「方正 廉直ニシテ職掌ヲ奉ジ、民ノ司直タルベキ事」 した意義があった」と言われています。(毛利 として、司法省は官のための司直ではなく、 何よりも「民の司直」であり、「人民の権利の 保護」が最大の職責だという自覚を全省に促 1.ました。

その5日後の5月27日には、早くも司法省裁 判所(一等裁判所)が設けられ、新聞記者を招 いて裁判を傍聴させるなど、裁判を公開する ことで審理の公正さを期すとともに、世間に 「民の司直」としての立場を知らしめました。

8月3日には、全22章108条に及ぶ『司法職 務定制』を正式に制定し、改めて司法省による 全国裁判所統轄の方針を表明しました。また、 この定制では、判事・検事・代言人という制度

江藤は明治5(1872)年4月25日に初代司 が新設されました。現在の職務で、判事は裁 判官、検事は検察官、代言人は弁護士にあた り、まさに現代に繋がる司法制度の根幹を、 江藤が主導してつくっていきました。

> この『司法職務定制』は「日本法史上はじ めて司法における人民の権利と法の前の平 等を国家の制度として体系的実質的に保障



司法職務定制(国立公文書館蔵)

裁判所の設置

明治2(1869)年制定の職員令では、刑部省が 刑事裁判を、民部省が民事裁判を所管していま したが、実際には旧来どおり行政機関である府 藩県で地方官が裁判を行っていました。

江藤が三条実美に提言した『政治制度上申案 箇条』では、地方官が持つ司法権を行政権から自 立させ「司法台」に集め、これを一等裁判所とし、 その下に二等・三等・四等の各裁判所を置き、全 国に裁判所網を展開する構想が示されています。 裁判所を4等級に区分し全国へ配置する形態は、 現在の最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・簡 易裁判所に対応しており、江藤の先見性がみら

明治5(1872)年4月、司法卿に就任した江藤は、 ほとんど進んでいなかった裁判所設置構想の実 現に取り掛かります。『司法職務定制』の中で、司 法省が全国の裁判所を統轄する方針を定め、8月 10日には「民事裁判は人民の権利を伸ばすものだ から、裁判は懇切丁寧に事情を尋ねるべき」と裁 判官に訓戒を示しており、人民第一の精神を浸透 させることに心を砕いていた様子がうかがえます。

判事・検事・代言人(弁護士)制度の導入

江藤は、『司法職務定制』の中で、司法省の職務は公正にして 迅速な民事裁判と、悪は必ず罰するが決して無実の罪を出さな い刑事裁判を行うことであると定めています。とくに、検事の制 度を新設し、①法令並びに人民の権利の保護、②犯罪の摘発、 ③裁判の監視であると規定しています。また、社会的弱者の権利 保護に努め、身分や財産に関わらず平等に権利を与えて泣き寝 入りすることがないようにせよと命じ、検事は民衆のために犯罪 を摘発せよとしています。さらに裁判上の不正や過失を発見し た場合には司法省に裁判のやり直しを求めることとして、検事に 判事の逸脱を監視しチェックする機能を持たせました。

『司法省達第四十六号』

明治5(1872)年11月28日付で布達された 『司法省達第四十六号』は、"民がお上を訴え る"ことを許すという、江戸時代では考えられ なかった画期的な法令でした。地方官が「太 政官の布告や諸省の布達の趣旨に背いた規 則を設けた場合」や「人民からの願・伺・届を 受理しない場合」などに訴えることを認めて おり、江藤の「人民の権利を守る」という信念 がよく表れていると言えます。



司法省達第四十六号(佐賀県立図書館蔵)

『民法仮法則』とりまとめ

私人相互間の権利義務関係を規律する 民法の制定を喫緊の課題と考えていた江 藤は、明治3(1870)年9月18日に太政官 制度局において民法会議を発足させました が、司法卿に就いたことでその動きは加速

省民法会議を開催すると、御雇外国人ジョ 基とした審議が進められました。また、江藤 の司法卿就任以前から行われていた司法 きな役割を果たしました。

省明法寮での楠田英世らによる民法編纂 の成果も参考とされました。

そして、明治6(1873)年3月10日、全9巻 88条からなる『民法仮法則』が完成しまし た。この法則は、完成直後に江藤が参議へ 転出したこともあって施行されませんでし 明治5(1872)年10月10日に第1回司法 たが、法整備が未熟だった明治初期におい て、江藤が「民の司直」たるべく取り組んだ ルジュ・ブスケらを顧問に、フランス民法を 民法編纂で得られたフランス民法の翻訳 書や各民法草案は、裁判などの実務で大



司法卿・江藤新平と司法省の官吏たち(本館蔵)

3-2 信念を貫く江藤新平と政府内での軋轢

司法権確立への闘い

四つの事件

司法省は法の番人であり、江藤はさまざまな法令違反事件に直面します。

◆ マリア・ルス号事件

明治5(1872)年6月、横浜港に寄港したペルー 船マリア・ルス号から清国人労務者の一人が脱走 し、船内での虐待を訴え保護を求めた事件。外務 卿副島種臣は、神奈川県令に裁判を実施させ清国 人231人の解放が認められましたが、地方官に裁 判を実施させた点で、司法と行政が分離できてい ない当時の司法制度の問題が顕在化しました。

◆山城屋和助事件

長州藩奇兵隊時代の上司であった山県有朋と の癒着により陸軍省御用商人となった山城屋和 助が、陸軍省から貸し付けられた公金を使い込ん で政府に損害を与えた事件。陸軍省は軍隊を動員し て山城屋事務所の強制捜査を行ったが、江藤は、 軍部による司法権の侵害であると捜査を抑止し、 司法省の手で捜査を行いました。追及を受けた山 城屋和助は割腹自殺、山県も辞表を提出しました。

明治6(1873)年5月、京都の豪商小野組は、東京 に本籍を移したいと京都府庁に申し出たところ、殖 産興業の振興に差し支えると拒絶されます。小野組 は『司法省達第四十六号』を根拠に京都裁判所に 救済を求め、訴えが認められますが、京都府はこれ を無視したため刑事事件にまで発展。司法権対行 政権、民権対官権の大問題となりました。

◆ 尾去沢銅山事件

旧藩の債務整理を進める大蔵省が、旧盛岡藩に 債権があると勘違いし、反対に藩へ多額の貸付を していた御用商人・村井茂兵衛が所有する尾去沢 銅山を没収しました。

さらに、破格の値段で大蔵大輔・井上馨の出入 商人へ銅山を払い下げたことから、村井の訴えで 司法省が捜査。井上が職権濫用で、民間の優良 銅山の私物化を試みたとして容疑濃厚と判断し、 井上は窮地に立たされました。

大蔵省との攻防

明治6(1873)年度の国家予算編成 をめぐり、大蔵大輔・井上馨は、新規 事業のために予算増を要求した司法 省・文部省・工部省に対して、財政難 を理由に大幅減としました。その一方 で、山城屋和助事件で会計に損害を 与えた陸軍省に対しては満額近くを認 めたことから、江藤は1月24日、長文 の辞表(『司法卿を辞するの表』)を正 院(明治政府の最高政治機関)に提出 し、抗議しました。これは、「(国の)富強 の元は、国民の安堵にあり。安堵の元 は、国民の位置を正すにあり」に象徴 される意見書ともいえる内容でした。

この辞表の趣旨は三条を動かし、 正院の再調査の結果、大蔵省の見積 が過少であることが判明。江藤の辞 表は受理されず、井上は面目を失う結 果となりました。

ついに国政を司る立場へ

「参議」就任

国家予算をめぐる紛争などで、正 院の政治的指導力の弱さが露呈し ました。そこで、まず正院を補強する ため、明治6(1873)年4月19日に 西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、木 戸孝允の4名に加え、左院議長・後

藤象二郎、文部卿・大木喬任、司法 ことに成功し、大蔵省など諸各省を 卿・江藤新平の3名を参議(国策の 立案審議職)に転任させ、その強化 が図られました。江藤は正院改革に 取り組み、5月2日には正院の意思決 政府の中枢で国政を担う立場となっ 定主体を大臣・納言から参議に移す たのです。

有効に指導、統制できる体制を整え

ついに、江藤は参議の一人として、



運命を変えた政変

「参議」辞任

明治6(1873)年5月、朝鮮国釜山にあ 17日の閣議で岩倉使節団の帰国後再 る大日本国公館から、朝鮮国の官憲が 同公館への生活物資搬入をさまたげ、 かつ、公館の門前に日本を「無法の国」 と非難した掲示を出したとの報告があり ました。それを受け、外務省は不慮の暴 動に備えて、公館在住日本人の保護の ため、軍事力を背景に使節を派遣したい 裁可となったため、24日に西郷が、25日 と正院に申し立てました。外務省案に賛 成する板垣に対し、西郷は、軍隊派遣を すれば相手の警戒心を刺激してまとま 郷の朝鮮派遣が不裁可となった背景に る話もまとまらなくなるとし、責任ある大 は、大久保や岩倉、伊藤博文らによる画 官を非武装で派遣して談判すべきとし て、自ら使節を志願しました。結果、8月

評議を行うことを条件に西郷の朝鮮派 遣が内定、明治天皇の裁可を得ました。

それを受け10月14日・15日、帰国し た大久保利通らを加えての閣議が行わ れ、西郷の「即時派遣」が決定しました。 ところがこれを岩倉が上奏したところ不 に江藤、板垣、後藤、副島が政府を去る こととなったのです。閣議で決定した西 策があったと言われています。

明治六年政変の"実態"

「明治六年政変」は征韓派の西郷隆盛と非征韓派の大久保利 通の対立から起こった政変とみなされてきました。しかし、争点 は明治政府が朝鮮と国交を再開するための使節派遣の可否お よび時期であり、征韓は真の争点ではなかったと言われていま す。明治6(1873)年10月14日に再度閣議にかけられた際、大 久保は「今朝鮮に使節を送れば戦争になるおそれがあり、戦争 になれば内政外交に困難をもたらすから、使節派遣を延期すべ き」と主張しましたが、江藤が反論すると、なぜ使節派遣が戦争 に直結するのかという理由を具体的に説明できず、建設的な代 案も示せなかったといいます。一方、西郷は「相手の懐に入って 誠意を尽くして話し合い、懸案の日朝国交正常化を実現した い」と主張、翌15日の閣議で西郷の即時派遣が決定しました。 このように正当な手続きにより決定された結論が、一部の 人間(有司)の政治的な画策によって覆されたことなどから生じ た軋轢が「明治六年政変」の実態と言われています。

江藤新平のメモ書き

江藤は、じつに多くのメモ書きを遺しています。 そのなかには制度立案に関するものから、当時興味を 持っていたことに関するメモ書きまで、さまざまです。 ここでは、その一部をご紹介します。

文部省時代の役職決め?

一番右側には、「東校」とあり、これは明治初期に存在していた「医学校」が明治4(1871)年8月に文部省設置に伴い改称された「大学東校」のこと。次いで列挙される「病院懸」の佐藤尚中、「改革懸」の岩佐純や長与専斎らはいずれも江藤の文部省時代の同僚。 左側には マスロトに投職(「大教」など)と終与(「五

左側には、マス目上に役職(「大教」など)と給与(「五百石」など)が記されている。

江藤が文部大輔時代、医学関係の役職と給与を構想 したものだろうか?

(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)

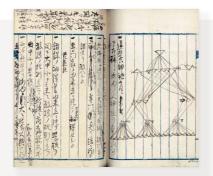


謎の系統図、その正体は。

△▽と、それを結ぶ線から構成される図。図案には 文字などはなく、一見すると何を示しているか判断 できない。

しかし、これと類似する図案が存在する。江藤が作成 した『官制の絵図』(京都府立京都学・歴彩館蔵)だ。 明治3(1870)年6月29日、江藤は岩倉具視に『官制 の絵図』・『蘭州制略』・『官制職掌略書』を送り、明治 政府の制度について私案を提示している。本図を 『官制の絵図』と見比べると、線の引き方にも共通点・ 相違点がある。まさしく草案というべきもの。

(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



できます?なイラスト・・・

結晶構造のような精細なスケッチとは一転して、一見 するとシュールなイラスト。

イラストの後段には、「御神楽」や「大和舞」、「龍馬」などとある。神楽は現在にも寺社などで奏される舞楽、大和舞は宮中の祭祀などに用いられる歌舞、催馬は古代以降に行われた歌謡の一種。

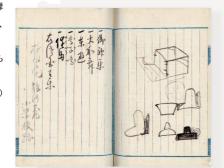
右側に記されたイラストは、これら行事で身に付けられた烏帽子などを記したものと考えられる。

(江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)









10

制度を構想する際の要点

江藤が各県で「可務事」を列挙したもの。 ここでは、救貧・教育・病院・孤児などを 重視すべき項目にあげている。 人民を守ることを第一に考える江藤の 方向性が垣間見える。 (江藤家資料『日記覚書』、佐賀県立図書館蔵)



蘭学寮時代の 勉強の成果か?

化学の勉強、結晶構造の緻密なスケッチ 化学のテキストである『舎密開宗』に出てくる 晶形図解を参照したものと思われる。



150年前の"化学式"

「食塩 NaCl」などの化学物質を列挙したもの。 「硫酸曹達 NaO SO3」は、硫酸ナトリウム(硫酸ソーダ) を生成するには、酸化ナトリウムと三酸化硫黄を反応させる という意味だろうか?

(江藤茂國氏旧蔵『覚帖』、本館蔵)



"鉄血宰相" ビスマルクの名が!

黒革の手帳に鉛筆書き。プロイセン(ドイツ)の宰相や武官を書き留めた、まさにメモ(左ページ)。

江藤は普仏戦争(1870-71)によるヨーロッパ情勢を気に していたようなので、その関係での記述かもしれない。

(江藤家資料『手帳』、佐賀県立図書館蔵)



- モバック 右、大将軍 *ヘルムート・フォン・モルトケ(180 一、ロヲン 右、普国兵部卿且普宰相 *アルブレヒト・フォン・ローン(180 *アルブレヒト・フォン・ローン(180

江藤新平の辞表

江藤が大蔵省に抗議するため提出した辞表の草案です。 全長3メートルに及ぶ長大な文書には、国民の権利義務を 法的に確定し(「国民の位置を正す」)、安心して生活できるよう 司法卿の役職にかける江藤の熱い想いが伝わってきます。

12



4-1 佐賀戦争を捉え直す

郷里を想い、信念を貫き通した江藤

佐賀戦争とは

定説では、明治7(1874)年「江藤が佐賀で起 こした士族反乱(佐賀の乱)」と位置づけられ、 「同年2月1日、官金を請け負う小野組を士族の それを危険視し、2月3日、福岡県庁から「佐賀 一団が襲い、16日には佐賀県庁を包囲したも のの、政府軍に鎮圧され、その結果、首謀者の 江藤が処刑された。」とされてきました。果たし て、江藤は本当に反乱を起こしたのでしょうか。

江藤は、同年1月10日、副島種臣、後藤象二郎、 板垣退助らとともに、日本初の近代政党「愛国公 党」を結成、天賦人権論に立脚して人民の基本 的人権の保護と人民の自立を目指しました。1月 (1911)年6月20日の佐賀新聞に「佐賀事変の 12日には、「民撰議院設立建白書」ができ、現 政権の「有司専制」を痛烈に批判しました。江藤 は同日、建白書に署名し、翌13日に東京を離れ 史家の大久保利謙氏は、自身の論文中で「佐賀 佐賀に帰郷しますが、それは佐賀士族の不穏な 征韓党としては、全く政府から売られた決起で

動きの鎮撫が目的であったと考えられています。

しかし、江藤の帰郷に過敏になった内務省は 県下不穏」との電報が内務省に届くと、翌4日に は出兵命令が出され、新任の佐賀県権令岩村 高俊を白川(熊本)鎮台の軍隊帯同で赴任させ ることとしました。この異常なやり方に挑発さ れて佐賀士族は決起し、結果、江藤は反乱の首 領に担ぎ上げられたと言われています。

明治大正期の歴史家・久米邦武は明治44 如きは、全く江藤君の与らぬ所で、海嘯(津波) にさらわれたようなものである。」と述べ、また、歴

あった。」と述べており、一方的に戦争を仕掛け られた佐賀士族には、自衛の戦い以外に選択の 余地はなかったのです。

明治6(1873)年	明治7(1874)年
1 3 4 4 10 10 10 10 月月月月月月月月 24 10 19 30 14 24 25 日日日日日日日日	1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 月月月月月月月月月月
「参議」を免ぜられる ・ 「参議」を免ぜられる ・ 「の子」の ・ 「の一、 ・ 「	達成寺(銅島町)に葬られる 住質鑑時表別所において 佐賀鑑時報別所において 佐賀鑑時報別所において 佐賀鑑時報別所において 佐賀鑑時報別を解散し、鹿児島へ向かう な所がご正規門道で推開される 高知規門道で推開される 高知規門道で推開される 信報党・展開の、長児島へ向かう 女際が正な展別で、長児島へ向かう を解散し、鹿児島へ向かう 大久保の当時が高度が 佐賀県今台村高度が 佐賀県今台村高度が 佐賀県今台村高度が 佐賀県今台村高度が 佐賀県の上の大保 (東京 18 年) 「大保 2 日本 18 年)

反旗を翻すつもりではなかった江藤新平と島義勇

たちが江藤新平や副島種臣、島義勇の帰県を求 めます。結果、江藤と島は佐賀に戻り、江藤は 賀の同輩を「教諭」(説得)することにあったと 征韓党、島は憂国党の魁首として擁立されま 分かります。 ありませんでした。

そもそも、彼らは何故帰県したのでしょうか。3 止」にありました。 月1日付で三条実美が大久保利通に宛てた書 簡には、「佐賀県士島団右衛門・・・既に先頃帰県 の節は、岩倉・拙者申合説諭相加へ、同輩の者 千代子の実家(長崎県深堀)へと移りますが、結

頗感激帰県致候処・・・」とあり、島の目的が、佐

一方、副島と話し合った江藤は一人佐賀に戻る こととなりました。江藤の目的は「軽挙暴動の阻

しかし、佐賀に入り人々の高揚を目にした江 藤は、佐賀士族の動きとは一線を画し、一旦、妻

14

明治7(1874)年、現状に不満を抱く旧佐賀藩士 にも官教諭相加候様申聞、内々賜物抔取与へ 果として江藤・島は、土族たちと共に、兵を起こ すこととなったのでした。



大久保利通宛三冬宝美書館(国立歴中民俗博物館蔵

明治7年 江藤が辿った足跡

東京から直接佐賀へ帰らなかったこと、一 度は佐賀へ帰るもすぐに長崎へ移ったことは、 江藤が慎重に状況を見定めていたことを示し ています。しかし、新たな県権令が鎮台兵を 帯同して赴任したとの報を受け、郷土防衛の ため止む無く戦いへ身を投じました。

戦況が悪化すると、江藤は犠牲を増やさな いため、征韓党解散を決断し、これまで築い た人脈を頼りに、各地の有力人物と接触しまし た。佐賀と共に立ち上がらせることは叶いま せんが、その人脈は、苦境に立たされた江藤 の道となりました。

また、一貫して東を目指したことは、東京で 裁判を受け、法に則って裁かれることを望ん だ、江藤の信念を示しています。



江藤新平、佐賀へ

上京した征韓党の中島鼎蔵、山田平蔵 らの求めに応じて、江藤は佐賀に帰るこ とにします。

江藤の帰郷を聞いた大隈は「木乃伊取 りが木乃伊になる」と説得、大隈重信の 妻で江藤の友人でもあった綾子夫人も 「酒を汲んで談笑の間に帰国を思い止ま らせ」ようとしていました。江藤は大隈夫 婦の好意により「帰国を思ひ止まつた」と 言いましたが、言葉とは裏腹に翌12日早 朝、江藤は一人東京を離れます。綾子夫 人は大隈の寝ている中、家を立ち去る江 藤の後ろ姿は、「非常に寂しそう」だった と回想しています(『読売新聞』大正元 (1912)年9月26日)。

江藤の土佐路、敬意を払う土佐の役人たち

江藤は土佐潜行中の3月27日、東京の大臣・参 議へ"密書"を出しています。その内容は東京へ行き大 臣・参議に「自ら作せる罪之次第及び一寸の寸志」を申 し述べたい、というものでした。そのために「東上之路 行」つまり東京へ行く手立てをお願いしています。

しかし、2日後の29日、甲浦で捕縛されてしまいまし た。江藤を捕えた高知県吏の細川是非之助は、護送の 道すがら、江藤に縄をかけず、宿ではもてなし、礼を尽 くして丁重に応対したそうです。そうした配慮に対し て、江藤が書き贈ったのが、この"絶筆"です。「人の心 はふらふらと安定しないものだが、自分はそうならない ように戒めている」との内容です。この信念こそ、明治 政府で様々な政策立案に一途に注力した原動力だっ たのではないでしょうか。

高知の人々の江藤に対する敬慕や誠意により、この 絶筆は書き遺されたのです。

年絕 东海道 自成且與和 教 未徵 本者不感飲 心哉 歌首

江藤新平書[郭公声待かねて](高知県立歴史民俗資料館蔵)

軋轢の果てに起こった戦争の実像

岩村高俊の佐賀県権令就任

明治元(1868)年から明治18(1885)年に太政官が 各省との間で授受した文書を編纂した『公文録』とい う資料があります。その中に「佐賀征討始末」と題した 別綴りがあり、第1巻の最初に出てくるのが岩村通俊 からその弟である岩村高俊への佐賀県権令交代の記 録です。このことは、岩村高俊の佐賀県権令就任を もって佐賀戦争のはじまりと太政官が認識していたこ との証左であると言われています。

岩村高俊は、晩年に『戻橋堂主人自伝』を著してお り、神奈川県権参事だった高俊は、兄の佐賀県権令 岩村通俊に対し、「この時にあたりてよろしく彼(佐 賀士族)に先んじその慮りなかるべからず。彼らすで に私に兵器を弄し人心をびん乱す。その罪許すべから ず。ゆえに弟(高俊)もし佐賀に令たれば、軍隊とともに 佐賀城に入り、首謀の者を召喚し、明らかにその不逞 を責め、直ちに逮捕し、その罪を問うべし」と明治7 (1874)年1月に語ったとの記載があり、その話を通 俊は上司である大久保内務卿に取次ぎ、高俊の佐賀 県権令抜擢につながったと言われています。



小野組襲撃事件とは

これまで、政府軍出兵命令発出の根拠 し、翌4日には「佐賀県土族暴動と即断した 韓論を唱え勢い日々に盛んになり、昨夜小 います。 野組に迫り手代残らず逃げ去りたり」との 福岡県庁からの電報とされました。

のか、小野組の店舗に何らかの被害が生じ もかかわらず、政府は佐賀県士族が小野組 の佐賀県出張所から官金を略奪したとみな

は、いわゆる「小野組襲撃事件」とされてき 上で、鎮台兵出動が決定され、佐賀県権令 ました。電文は、「佐賀県貫属寺に集まり征 岩村高俊に委任事項を指示した」とされて

しかし、実際には官金は持ち去られてい なかったといわれています。2月7日に長 この電報には、そもそも店に誰が迫った 崎の小野組から発出され、10日に東京へ 届いた電報には、「佐賀県庁より電信来た たのかなどの事実が一切書かれていないにり、金皆ある。・・・安心せよとのこと」とあり

江藤とともに散った佐賀の人材

死者184名・負傷者174名、佐賀士族側が います(『佐賀征討記』)。一般への被害も多 く発生した戦争でした。

明治7(1874)年4月13日、反乱の首謀者 秀な人材が失われることとなりました。 として江藤新平・島義勇等13名が処刑され

佐賀戦争での人的被害は、政府側が戦ました。その中には、江藤の推薦により文 部省の第一同海外留学生に選ばれ、明治 戦死者173名、負傷者約170名と言われて 4(1871)年岩倉使節団の外遊で通訳を務 めた香月経五郎や明治2(1869)年に欧米 へと留学した山中一郎などがおり、若く優



佐賀の役 殉国十三烈士の碑(佐賀市城内)

4-2 江藤新平の名誉回復

江藤の顕彰 これまでとこれから

息子による父の顕彰

に尽淬したる熱血は、尚遺書の中に 作に受け継がれます。明治25 在りて存す、之を編纂して天下後世 (1892)年8月には旧佐賀藩士で帝 に伝へ、以先考の志を明にするは、 国大学教授であった久米邦武の批 蓋し我等小子の任なりと」。

江藤新平の長男熊太郎は、弟松 た。現在に続く江藤新平の顕彰は、 次郎(のちの新作)に対して、国家 父の死という苦境にあって父の「志」 に尽くした江藤の志を明らかにする を明らかにせんとする遺児たちの ことは、子の役割であると語ります。「任」から始まっていくのです。 しかし、熊太郎は明治16(1883)年

「先考歿すと雖も、其邦家の為め に23歳で亡くなり、その遺志は新 評を加え『南白遺稿』を刊行しまし

内乱の罪、大赦により消滅

発せられ、江藤新平や西郷隆盛 の罪状が消滅します。この恩赦は野公園に建立されました。 「天恩枯骨」、すなわち、死者にまで

明治天皇や内閣総理大臣黒田清 隆(薩摩藩出身)の意向もあって 「正三位」を追贈されています。

明治22(1889)年2月、大日本 また、25,000人もの寄付(明治 帝国憲法発布に伴い大赦令が 天皇も金一封)により明治31 (1898)年に西郷隆盛銅像が上

一方で、西郷とともに罪状が消 滅したにもかかわらず、江藤の名 西郷の場合、罪状消滅直後に 誉が回復されるには、時間を要 しました。

衆議院議員的野半介による江藤顕彰

じめ、尾崎行雄や佐賀県出身 の川原茂輔ら6名が帝国議会 に「前参議司法卿江藤新平表 『江藤南白』)。これによって、大

的野らは、西郷は「武勲」、江 下付されました。 藤は「文勲」において「両人共 ニ明治維新ノ功臣」であり、西 年にも「復古功臣前功表彰ニ 郷は「憲法発布ト共ニ贈位ノ恩 関スル建議」を帝国議会に提 命ニ浴」する一方で、同じく罪 出し、これも同じく可決されて 状が消滅したはずの江藤には います。 贈位がなされておらず、「天恩」 は「枯骨」(死者)に及ぶのであ 退助、土方久元、北畠治房とと り、江藤の表彰が行われない もに「江藤南白顕彰会」を立ち 道理はない、と表彰の必要性 上げ、江藤新平の顕彰に取り を訴えています。会場には「異組みました。

可決されます(『官報号外衆議 院議事速記録第二十五号』、 正元(1912)年9月12日には、 遺族へと「罪状消滅」の証書が

的野半介は大隈重信や板垣

副島が揮毫した墓碑

江藤新平の死後、その遺骸は江藤家と、江 藤に恩があった相良宗蔵が引き取りました。

江藤の遺骸は、はじめ江藤家菩提寺の蓮成 寺(佐賀市鍋島町)に埋葬されますが、その後 副島種臣らの働きかけもあって本行寺(佐賀 市西田代)に改葬されました。

現在でも本行寺の一角に佇む江藤の墓碑 は、「明治十有四年五月建 江藤新平君墓 菅原種臣書」とあるように、菅原種臣(副島種 臣)が揮毫したものです。

明治22(1889)年の罪状消滅を待たずして 江藤を弔う副島種臣は、大木喬任や大隈重信 と同様に江藤の遺児新作を庇護していまし た。墓碑の建立は、江藤の弔い、顕彰の一つ の形と言えます。

立ち遅れていました。佐賀戦争

膨大に遺る江藤家資料を検証

の毛利敏彦氏などによって新し

い江藤新平研究、佐賀戦争の解

また、平成12(2000)年から

「江藤新平関係文書研究会」が

あった島善高氏を中心に「江藤

新平関係文書の総合調査」が行

釈が生み出されてきました。



江藤の顕彰、現在は

大正5年 正四位追贈

されます。これらの位階は江藤・島 ものでした。明治22(1889)年、大日

「正四位」を追贈されます。ときを同 て江藤らの罪状が消滅してから27 じくして、島義勇も「従四位」を追贈 年もの年月を経て、ようやく江藤の 名誉が回復されたのです。この時の が明治政府時代に与えられていた 内閣総理大臣は大隈重信でした。



叙位裁可書(国立公文書館蔵)

大正5(1916)年4月、江藤新平は 本帝国憲法発布に伴う恩赦によっ



さらに、星原大輔氏によって

16

江藤新平の顕彰は、薩摩や長 実証研究が展開されるなかで、 州の人々のそれに比べて大きく 平成30(2018)年の明治維新 150年を迎えます。佐賀県では、 の影響が大きく、江藤の功績は これらの研究成果によりながら 霞んでいました。そうした中で、 「肥前さが幕末維新博覧会」を開 催して、江藤を含む佐賀の偉人 しながら、元大阪市立大学教授 たちを顕彰しました。

そして、彼らの「志」を広く伝え る事業を展開し継続的に取り組 んでいます。本館では令和4 (2022)年に佐賀城本丸クラシッ クス2『江藤新平関係書翰』を刊 結成され、平成16~18年度に 行しました。本書を活用した江藤 かけて、当時早稲田大学教授で に関する研究の促進が期待され

> 江藤の顕彰は、これから新た に始まっていくのです。

"民の立場に立ち、民のために奮闘した"江藤新平 今も生き続ける彼が遺した功績の数々

中央集権と地方自治

江藤新平は、それまでの封建制から脱却し、 中央集権とともに地方自治の観念を提示する など先進的な国家整備構想を提言しました。

憲法、民法の制定に着手

江藤新平は、国法(憲法)制定の必要性を提言し、 さらに民法制定を「天下第一の急務」と力説し、 編纂を行いました。

東京奠都を提言

江藤新平は、大木喬任とともに、江戸を 「東京」として新たな都をおくことを いち早く提言しました。

四民平等を提言

江藤新平は、四民平等という一貫した信条を 持ち続け、身分差別の解消に取り組みました。

議会制度の導入と 立法権の独立

江藤新平の提言によって、立法を司る「左院」 (議員立法機関)が設立され立法権の独立を 実現させました。

三権分立を提言

江藤新平は、立法と行政、そして司法がそれぞれ独立 する事によって権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由 を保障する「三権分立」の仕組みを提言しました。

国家予算の公開

江藤新平は、国家財政の方針を整え、公平な課税の 仕組み、予算の公表などの方針を立てました(『政府 急務十五条』)。今では予算の公開は常識となってい ますが、そのきっかけを作ったのは江藤だったのです。

司法権の独立

江藤新平は、司法省の初代長官となり、『司法職務定制』を定め、 裁判権を司法省へ統一し、全国への裁判所設置や検事・代言人 (弁護士)の制度を導入することで、「人民の権利」の保護を貫徹 するとともに、司法権の確立に努めました。江藤の最終目標は、 「裁判制度を通じて最終的には人民が訴訟をしなくて済むような 平和・安全な社会を築くこと」でした。

国民皆教育制度の導入

江藤新平は、国家が国民教育に責任を 負うべきことを初めて宣言しました。



江藤新平関連年表

【天保5年~明治3年】

天保5年 1834-1前		嘉永5年	安政元年	安政3年 1856-23歳	安政4年 1857-24歳	安政6年 1859-26歳	万延元年	文久2年	文久3年	元治元年 1864-31歳		慶応3年	明治元年			明治2年	-					明治3年	- T	
2 月 9 日		5 月 25 日		9 月			11 月 30 日	6 9 月 月 27 日	10 月 17 日	7 月 19 日		12 12 月 月 7 30 日 日	閏 4 月 月 1 日	5 6 10 月 月 月 13 8 14 日 日 日	10 11 12 月 月 月 23 29 12 日 日 日	1 月 3 日	3 3 月 月 1 2 日 日	3 月 13 日	7 7 月 月	10 月末	11 12 月 月 7 19 日 日	2 月 30 日	9 閏 月 10 8 月 日 26	11 月 27 日
佐賀郡八戸村に生まれる	弘道館内生寮に寄宿する	義祭同盟に参加する	蘭学寮に入る	『図海策』を草する	従姉妹の江口千代子と結婚する	「火術方目付」就任	長男熊太郎が誕生する	脱藩する	次男松次郎(のちの新作)が生まれる	永蟄居が赦免となる		太宰府で三条実美や土方久元と面会する「郡目付役」就任、京都へ上る	『東京遷都建白書』提出「徴士兼軍監」就任上野戦争に参加	従五位下に叙される「江戸鎮台判事」就任	「東京府判事兼勤」就任「奥羽府県取調御用掛」就任「皇居造営掛」就任	「手明鑓頭」就任	左貫審こ戻る「参政格」就任	准国老「参政」就任	『民女士祖書』を記言する「佐賀藩権大参事」就任	再び上京する	「中弁」就任	ihā	第1回民去会議が行われる『政治制度上申案箇条』を提案	第1回国法会議が行われる
天保4(1833)年	天保8 (11 (1 8 8 4 9) 年 年 (1 8 8 7)年	嘉永6(1853)年 6月	安政元(1854)年 3月			3	万延元(1860)年 3月	文久2(1862)年 1月	文久3(1863)年 8月	元治元(1864)年 7月	慶応2(1866)年	慶応3(1867)年 10月14日		3 4 閏 3 月 4 月 4 11 月 1 1 日 21 日	明治元(1868)年 9月8日 7月7日			明治2(1869)年 5月18日	 1 7					
天保の大飢饉	大塩平八郎の乱	ペリー浦賀来航	プチャーチン長奇来応日米和親条約		学正の丑ヲ自劣衆・学正のフ索	で女) 元カ国を与して女) て決	桜田門外の変(大老井伊直弼暗殺)	坂下門外の変(老中安藤信正負傷)	(薩摩・会津藩士による三条実美ら追放)八月十八日の政変	(長州藩の京都上洛及び会津・桑名・薩摩藩の迎撃)禁門の変	薩長 同盟	大政奉還王政復古の大号令	(新政府軍と旧幕府軍による戊辰戦争開始)鳥羽・伏見の戦い(計大号令)		上野战争(所及舟軍による上野寛永寺の珍銭隊女婆)「江戸」を「東京」に改める明治改元、一世一元の制を採用			五稜郭が開城し、戊辰戦争終結脱業孝憲	174 (AST 100) BOA					

江藤新平関連年表

【明治4年~大正5年】

明治4年 1871 - 38歳	明治5年 1872 - 39歳	明治6年 1873-40歳	明治7年 1874-41歳		明治14年	明治22年	明治25年 明治33年 1892 1900	明治44年 大正3年	大正5年
4 7 7 7 7 8 8 9 11 12 12 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 4 14 9 18 29 4 10 27 12 9 26 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	3 4 6 8 11 月 月 月 月 月 14 25 9 3 28 日 日 日 日 日	1 3 4 4 10 10 10 月 月 月 月 月 月 月 24 10 19 30 14 24 25 日 日 日 日 日 日 日	1 1 1 2 2 2 月 月 月 月 月 10 12 13 4 9 10 日 日 日 日 日 日	2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 月 日	5 月	2 月			4 月
東京裁判所が開設される 岩倉使節団出発 明法寮が設置される 「左院副議長」就任 「左院一等議員」就任 「左院一等議員」就任 「本政官職制が制定され、三院制となる 文部省が設置され、「文部大輔」就任 司法省が設置される 戸籍法公布	『司法省の方針を示すの書』起草『司法省選第四十六号』発布	「参議」を免ぜられる 「参議」を免ぜられる 板垣退助・副島種臣らとともに辞表提出 朝鮮遣使問題に関する閣議開催 欧州派遣の辞令が出されるも、 多忙の為取り止めとなる 「参議」就任 『民法仮法則』 完成	全権が大久保に与えられる 大久保の出動が決定 内務卿大久保利通が佐賀出張願い 佐賀に向けて出発 『民選議院設立建白書』に署名	蓮成寺(鍋島町)に葬られる 建成寺(鍋島町)に葬られる 店知県甲浦で捕縛される 鹿児島県鰻温泉で西郷隆盛に面会する 庭児島県鰻温泉で西郷隆盛に面会する 産児島県鰻温泉で西郷隆盛に面会する で育党を解散し、鹿児島へ向かう 政府が正式に佐賀討伐を布告 と対い下、熊本鎮台の軍隊は県庁(佐賀城)から敗走 だ賀県令岩村高俊が 佐賀県令岩村高俊が	本行寺 (西田代) に改葬される	内乱の罪状が消滅大日本帝国憲法発布の大赦により、	次男新作が『南白遺稿』を刊行長男熊太郎の志を継ぎ、長男熊太郎の志を継ぎ、	衆議院議員的野半介が『江藤南白』を刊行衆議院議員的野半介らが衆議院議員的野半介らが衆議院議員的野半介らが	江藤新平に正四位が追贈され、名誉が回復される
明 治 4 (1 8 7 1 年	明治 5 (1 8 7 2)年	明治 6 1 8 7 3 年	明治 7 (1 8 7 4) 年	明 治 8 (1 8 7 5) 年	8 8 7 8	明治 18 22 (1 8 8 9 9) 年	明 治 29 (1 8 9 6) 年		
7 月 月 14 日 日	5 8 12 月 月 月 29 2 日 日	1 7 9 月 月 月 10 28 13 日 日 日	1 月 14 日	4 3 10 10 10 月 月 月 月 月 24 27 28 日 日 日	2 10 月 月 19 日	12 2 11 月 月			
岩倉使節団が米欧諸国視察へ出発 国元は西郷隆盛ら留守政府が預かる	現在の県域をもつ佐賀県が成立学制公布	徴兵令発布	赤坂喰違の変(岩倉具視暗殺未遂事件)	萩の乱(山口県) 秋月の乱(福岡県) 神風連(敬神党)の乱(熊本県) 廃刀令公布 廃刀令公布 アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	西南戦争明治十四年の政変	内閣制度制定大日本帝国憲法発布	現行の民法公布		